

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）からの住宅移転支援事業についてのお知らせ

熊本県土木部河川港湾局砂防課

熊本県では、土砂災害から人命、身体を守るためにソフト対策の一つとして、土砂災害の危険性が高い地域（レッドゾーン）からの移転を支援する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を実施しています。レッドゾーンからの住宅移転をお考えの際には、下記の問い合わせ先までご相談ください。
裏面の「土砂災害警戒区域等について」もご覧ください。

◆ 土砂災害危険住宅移転促進事業とは？

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅にお住いの方（賃貸を除く）の県内の安全な区域（イエローゾーン・レッドゾーン外）への移転を支援する事業です。



移転費用のうち300万円を補助します。

※「かけ地近接等危険住宅移転事業」と併用できる場合は、最大1,100万の補助となります。

交付要件

- 現在お住まいの住宅の除却
 - 県内の安全な区域（レッドゾーン・イエローゾーン外）への移転
- ※市町村の交付要項により「同一市町村内への移転」などに限定される場合があります。

補助内容

- 移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費
- 移転経費（動産移転費等）
- アパート等の賃貸費（1年間）
- 現在お住まいの住宅の除却費等

【移転先の例】

新築（中古）住宅、親族宅、マンション・賃貸アパート、サービス付き高齢者向け住宅 など

◆ 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業について

- ・土砂災害危険住宅移転促進事業の補助対象となる方で、熊本地震により被災された方（被災者生活再建支援制度の受給対象者）には、被災者生活再建支援金とは別途に、移転費用のうち300万円を補助します。
- ・移転が困難で、やむを得ず現地再建をされる方には、被災者生活再建支援金と別途に住宅補強費用のうち150万円を補助します。



支援内容

- 住宅補強の工事に要する費用
- 住宅補強のために必要な設計に要する費用

最高150万円（上記費用×1／2）

●ご自宅やご家族の家が土砂災害特別警戒区域内かどうかを次の場所で確認できます。

県ホームページ 熊本県土砂災害情報マップ 検索 <http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/index.html>

お問い合わせ

レッドゾーンからの住宅移転をお考えの際は、お住まいの市町村（申請窓口）
または熊本県の担当課へご相談ください。 熊本県住宅移転 検索

熊本県土木部河川港湾局 砂防課 防災管理班

TEL.096-333-2553 FAX.096-387-2380

熊本県土木部建築住宅局 建築課 建築物安全推進室 TEL.096-333-2535 FAX.096-384-9820

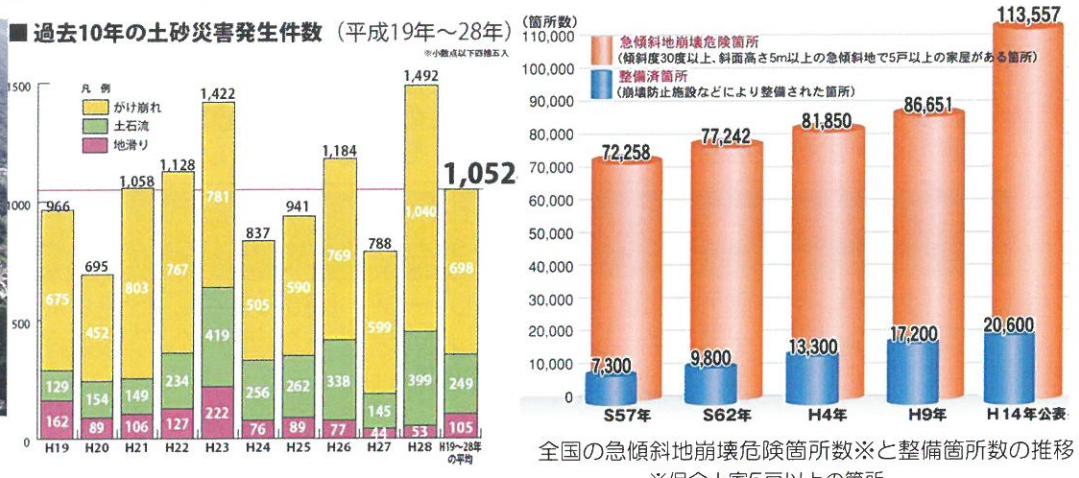
※「かけ地近接等危険住宅移転事業」の詳細については、建築課へお問い合わせください。

◆土砂災害警戒区域等について

土砂災害は、毎年全国で平均1,000件程度発生しており、土砂災害の恐れがある危険な箇所も新たな宅地開発などにより年々増加しています。



土砂災害（土石流）
の発生状況

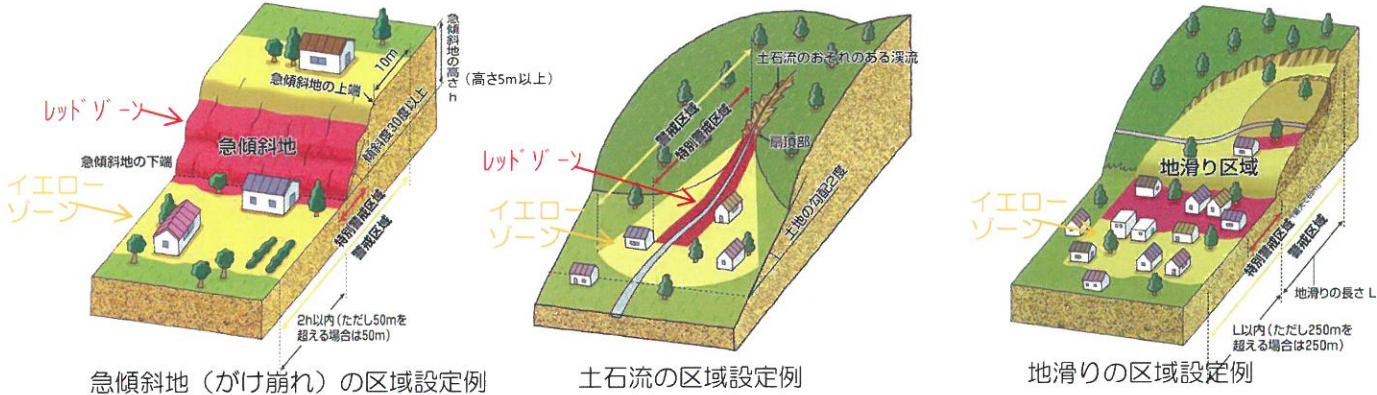


全国の急傾斜地崩壊危険箇所数※と整備箇所数の推移
※保全人家5戸以上の箇所

そのようなすべての危険な箇所の対策工事を行っていくには、膨大な時間と費用が必要です。

このため、土砂災害から国民の生命を守るために平成13年に土砂災害防止法が施行され、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進しています。

熊本県では、土砂法にもとづいて土砂災害（かけ崩れ、土石流、地滑り）の恐れのある範囲を設定して土砂災害警戒区域等を指定・公表しています。（平成30年3月末で土砂災害警戒区域21,268区域、土砂災害特別警戒区域19,805区域が指定済です。）



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域で、土砂災害警戒区域内では、土砂災害への警戒と安全な場所への早めの避難を心掛けて下さい。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、建築物の構造規制等が行われます。



※ 熊本県HP 「土砂災害情報マップ」で身の回りの土砂災害警戒区域等の位置や範囲が確認できます。

土砂災害情報マップ <http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/index.html>

また、6月4日より熊本地震を契機として新たな調査で判明した追加指定見込み箇所（6,221箇所）の概ねの位置を公表しており、今後土砂災害警戒区域等を設定するための調査を進め、調査が終了した箇所から順次区域の指定を行う予定です。